

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年6月26日(月) 午後1時30分～

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 欠 席	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 前田 篤史

木場 香

中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

予定なし

5. 議 事

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について

議案第7号 農地法第5条(一時転用)の規定による許可申請について

6. その他

農地転用相談について

議長	<p>コロナの影響でですね、いろんな行事もなかなかできなかったわけですけども、ここにきてだいぶ収まってきまして、今までより逆に忙しくなってきた感じがするわけでございますけども、当たり前ですがね、7月に入りましたらまた一筆調査、それから研修等ですね、ありますけれども、いつものことだという感覚でご協力ご理解いただければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。</p> <p>またその他の件でですね、そこら辺の説明等も事務局の方からあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>それではですね、6月期の定期総会をただいまから開催したいと思います。それでは3番の議事録署名委員の指名についてということで、4番の出口委員、それから5番の林田委員の方にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>4番の報告事項は今回はございません。5番の議事の方に入らせていただきます。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請ということで3件ございます。</p>
事務局	<p>3ページご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。3件ございます。</p> <p>はい1件目です。里郷の1396、畑一筆67㎡。所有権移転売買となっております。譲渡人に関しましてはですね、今経営面積の所が全く空欄になっておりまして、0㎡で持ってらっしゃらないということで今回新規取得ということで、令和4年度まではですね、新規で取得する場合は1反以上というのがあったんですけども、令和5年度からはその面積要件がなくなったということで、申請も特に問題なく受け付けられるかなということで頂いてましたけども、この後、2件目でですねまた譲受人さんが1,500㎡ほどで別で申請をあげられたので、結局前と一緒にの基準で通るといような内容になっております。一筆が67㎡で売買。20万円のやり取りとなっております。自宅に隣接しており、購入して野菜等を生産するとなっております。場所につきましては4ページに地図をつけておりますけども、下の航空写真なんですけども、1388-2っていうのが赤枠の左側にあるんですけど、そこがご自宅で、1396を取得すると。1395も間にあるやつですけど、取得したいんですけども未相続の土地のためにここは申請できないということでこの一筆だけの申請となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の事務局から説明がありました通りですけども、この件に関しまして質問とか補足ございましたら受け付けますけども、何かないでしょうか。</p>
山口委員	<p>譲受人さんの年齢はどのくらいになられるんですか。</p>
事務局長	<p>57、8歳かそのくらいかと思います。</p>

山口委員	わかりました、ありがとうございます。
議長	<p>他に何かございましたら。あの、以前のですね、10a 以上かける面積があったわけですが、令和5年度からですね、0 になって誰でも農地が買えるようになりました。今後注意していかないといけないことは、個人で買われる人は大体どういう人ってわかりますが、企業とかそういう人が買われるときにどういう審議をここでしていくか、ここで決定していくかということが非常に難しくなってくるのかなと思っておりまして、地元委員さん中心にどういう人なのかということで判断していきたいと思っております。今回の場合は1番と合わせて2番でもですね1,000㎡を超えていますので、昔のと照らし合わせても問題ないわけですが、今後こういう小さな面積が出てきたときも却下するなら理由が出てきますし、認めていかないといけない状況にありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>他に何かご質問がなければ採決に入りたいと思っておりますけども、ないでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>それでは一番の件に関しまして採決を取りたいと思っております。許可相当ということで問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員許可相当ということで進めさせて頂きたいと思っております。</p> <p>それでは2番の方をですね引続き事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、2番目です。里郷の1415、1416-2、1417。田3筆1,570㎡。先程もでてきました譲受人の所有権移転、贈与となっております。こちら野菜生産等するための購入とされております。1番と合わせて約16aの契約になる予定です。</p> <p>3番まで続けます。坂本郷2020-1、2427、田2筆1,712㎡。親子間の生前贈与の内容となっております。場所につきましては5ページ6ページに出してのとおりです。5ページにつきましては先程の圃場よりも東側の道の上側となっております。6ページが坂本郷の圃場です。ちょっと位置が離れているんですけども、2か所を生前贈与されるというような内容となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではまず2番につきまして皆様方からご質問、ご意見賜りますけれども、何かないでしょうか。何もなければ採決に入りたいと思っております。2番につきまして許可することということで問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは3番につきましてご質問、ご意見または補足等ありましたらお願いしたいと思いますけれども、何もなければいいでしょうか。</p> <p>それでは3番につきまして許可することということで問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>続きまして議案第6号、農地経営基盤強化法促進事業による権利設定についてということで2件ございます。事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい8ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用利用集積計画案を決定するため審議を求めます。所有権移転が2件ございます。三根郷の232番。樹園地、(茶畑)が1,552㎡。売買となっております。一筆20万円での売買で備考に書いておりますけども、現在もう既に耕作中の圃場を今回名義を変えろという内容です。隣地も借受人さんがすでに所有をされているということで、9ページに地図がありますけども、下の航空写真232を赤枠で囲んでありますけども、その上の北側の部分226-3と西側の224-2、こちらはいずれも借受人さん名義となっておりますので、今回232も売買という形で取得をされる計画になっております。</p> <p>2件目続けます。彼杵宿郷2209、2210、その他ということで樹園地、こちらみかん畑ですね。2つで1,907㎡。贈与となっております。こちらも既にみかんが生産されているところで、聞いた話ではなんかもう既にお金のやり取り等が済んで、名義変更の手続きだけでできていなかったというようなことで今回申請をあげられております。場所については10ページに航空写真を載せております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。まず1番2番は私の担当地区になるわけですけど、1番につきましては今事務局から説明ありましたように、以前から借りられていて、改植等も借受人さんがされて作られておられた場所で、先日、買うようにしましたということでよろしくお願ひしますと連絡がありました。特段ここは見るよりも傾斜がきつくてですねそこを圃場整備されているので、他の人が作りたいと思うようなところでもないし、全然問題ないかと思ひます。</p> <p>そういうことで皆さん方から質問とか何かありましたらお受けしますけども何かありませんでしょうか。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。</p> <p>1番につきまして許可することと問題ないと思われる方は挙手をもってお願ひします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>続きまして2番につきましてもですね私の担当でございます、何年か前に改植をされて、ちゃんと管理もされて、特に問題は無いかと思っております。</p> <p>この件につきましても何かご質問とかございましたらお受けしますけども、採決に入ってもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声)</p> <p>ありがとうございます。2番につきまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願ひ</p>

議長	<p>いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。1番2番ともですね許可することということで進めさせていただきますと思います。ありがとうございます。</p>
議長	<p>続きまして議案第7号農地法第5条(一時転用)の規定による許可申請ということで、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>賃貸借権の設定となっております。蔵本郷の1311-1の一部、2,045㎡のうち566㎡と蔵本郷の1312。2筆で1,120㎡。会社の貸し付けとなっております。一時転用を資材置き場として利用すると。転用事由を書いていますけども、鉄塔新設等工事における資材置き場が不足しているため。転用期間は令和8年の3月31日まで。現在みかんを生産中のハウスを解体して転用されるという内容となっております。ハウスは解体し更地で返却をする。再建に係る補償費用を支払うとされています。12ページご覧ください。場所ですけども、下三根グラウンドの近くのびわのハウスやみかんのハウスがある所の一角です。令和8年の3月31日までここ借りるという内容となっております。</p> <p>13ページ14ページが写真ですね。1番から6番まで各方向から撮影をしております。ちょっと飛ばしまして16ページですね。事業計画書です。赤い所をちょっと中心に読んでいきます。1.事業の目的及び内容ということで、長崎県大村地区を供給する110kV大村北線及び66kV武雄大村線は、高経年化が進展し、著しい発錆・腐食等が線路全体に亘って発生するなど早急な改修が必要な状況であることから、今回工事を実施すると。鉄塔が劣化しているので工事をしますということで、場所については2番に書いてありますけども、本工事に伴う資材置き場として使用。一個飛ばしまして、4番新たに申請地を取得しなければならない理由。佐世保三川内町及び東彼杵郡東彼杵町グリーンテクノパーク内に資材置き場を確保しているが、この2箇所では資材及び事務所等の配置で空きスペースがなくなり、新たに機材工事関係を置くスペースが必要であるためと。</p> <p>5番、申請地を選定した理由。資材置き場としての面積が充分にあり、工事現場への距離が近く、大型車の乗り入れが可能な場所を選定したと。17ページにつきましては資材置き場の事業計画書ということで、黄色くつけている所は、今佐世保とグリーンテクノパークに約一町一反くらい持っているけれども、それでもちょっと足りないくらいということで、計画書を作られています。</p> <p>18ページが配置図です。横にしてみえて、今ここにハウスがあるんですけど、ハウスを解体して更地にしてロープでちょっと柵を作って、こういう感じで倉庫を置いて資材置き場として使うというような内容となっております。</p>

	<p>19 ページが被害防除計画書です。基本的にはですね、現状のまま利用されるということですが、ハウスを解体するっていうのと、それに伴ってちょっと整地をする、あと碎石も入れて使う予定ですよということでした。</p> <p>20 ページが農地復元計画書ですね。一時転用ということでいつ頃元に戻せますかという計画書になっております。黄色い線で引いておりますけども、2026年の3月いっぱい元に戻します。基本的に更地に戻してお返しするという内容になっております。</p> <p>21 ページは土地の代替地ですね。三根郷の山で検討されたけれども、地権者交渉の結果、必要面積の確保が難しかったということで出されています。横の茶畑が別の農家さんが作られてますけども、一番最後のページですね、22 ページに同意書がつけられております。道の反対側に田んぼもあるのでですね、そこらへんもきちんと話をしておいてくださいということをお伝えしておりますので、今お話に行かれていますと思います。</p> <p>13 ページ 14 ページに戻って頂いて、私が気になったのが 14 ページの写真 4 番 5 番くらいなんですけども、入口付近の乗り入れがですね結構軽自動車とか軽トラックとかなら入れるんですけども、4 トンのトラックが入るといったのでどういう感じでされるんですかねって聞いたら、ちょっと厚めの鉄板とかで間に用水路があるということなのでそこに支障が出ないような形で乗り入れは計画していますということでした。</p> <p>またトラックが通るということで、地元車両を優先でお願いしますということも一応一言伝えております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件につきましてはですね、今朝、現地確認を行っております。まずは地元委員の森田委員さんをお願いします。</p>
森田委員	<p>11 番の森田です。今朝ですね現地を確認したわけなんですけども、今事務局から言われたように、この 14 ページの 5 番の手前に用水路があるわけですね。これはまだ生きていますんで、この用水路はですね下に田んぼがいっぱいありますので、確保するというので、もしここがつぶれた場合はすぐ 2・3 日以内に補給工事をしてください。下の方に田んぼがありますので。ただ、秋が済んで冬場になれば水は必要ないとですけども、一応そういう感じでおります。ただ、この下にもびわの関係者もおられますので、水も冬場もちょっといるかなというところがあるので、そこら辺もしっかりしてくださいということをお願いしております。またこの降りる所がちょっと高いものですから、ここに砂利を敷いて上に鉄板を敷いて降りて行くということになります。それと 14 番にありますようにハウスの中に側溝が入っておりますので、そういうのも最終的には確保をしてくださいということをお願いしております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本日は当番委員として出口委員さん、林田委員さんに一緒に行っていただいておりますけども、何か他に補足とかありますでしょうか。</p>

森武敏委員	<p>2 番の森でございます。森田委員がおっしゃった関連でございますけれども、この水路はですね、稲の管理水路でございますので水利組合が発生してきてますので、工事をされる場合は管理者の方と話をしてくださいと、許可を取ってくださいとお話しておりました。鉄板を敷いてするという施工ですけれども、結局一台通して井手の水を使うわけですけれどもその管の中に結局、物とか何か詰まったら当然掃除をせんばいかんわけですよ。できればなんかオープンに出来るようにそういう施工が出来ないのかなど。ちょっと不明なところが詰まった時の対応とかありますからそういうところを聞きたいのと、もう一つ先ほど事務局がおっしゃったんですけど、一般事業用の事業計画書の中の 5 番の先ほど 4 トン車っていうことで向こうの方が言ってきたわけですけども、大型車ってというのは 4 トン車ってこの名目をはっきりするためそのあたりの表現で大型車っていうのを外してもらいたいと思うんですけど。</p>
議長	<p>ありがとうございます。一応ですね現地確認して頂いた方々にご説明をして頂きましたけれども、水路の施工方法等につきまして、森委員さんから言われた通り、一応事務局にどういった形で鉄板を置いて、結構段差がありますので泥を入れないと入っていけない形なので どういう形で鉄板を敷いて、という図面を出して下さいということで併せてお願いをしておりますので。先程言われた大型車、現場では 4 トン車ということで言われてたんですけども。まあ再契約、ここは事務局から聞きながらしてもらえれば。</p>
事務局	<p>そうですね。まあ修正をしてもらえるなら。おそらく言えばしてもらえるかなとは思いますが、そこまで影響はないのかなという気もするんですけど、一応お話をしてみようと思います。</p>
議長	<p>以上のような状況ですけれども、他の委員さん、推進委員さんからご質問とかご意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。何もないでしょうか。</p>
宮脇委員	<p>2 番の宮脇ですけど、自主的にウチなんかも鉄塔の建て替えて山の用地の買収をさせて下さいとの話で業者が来ているんですけど、この蔵本で建て替えるの範囲はどこからどこまでなんですか。資材置き場として、話では早岐の方からずっと建て替えるということですけど。鉄塔の本数を私もここにきてから気になるんですけど蔵本地区は結構な本数が建っているんですけども、その辺からして、資材置場がここが一番良いという選定でされているのならどうこう言うつもりはありませんけれども、かなり農地の中心部に資材置場があるのでですね、周囲に迷惑が掛からないように作業して頂きたいと思しますので、その辺はひとつよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。基本的にはですねテクノパークの方にもあるからですね、中継場所という感じのイメージをしていただいて、大きいやつだと大型でないと入らないわけですけども、今日の話は 4 トンという話だったので。ちょうど今、宮脇</p>

事務局	<p>委員さんがおっしゃるようにですね、現場から鉄塔を見ただけでも4本か5本ぐらいあったですもんね。そしてそのちょっと脇にまた新しく建て直すということですから。大きな資材を置くようなキャパ的にも13mくらいしかないものですから、そんなに大きな物は置けないかなと思いますので、そこら辺も随時確認をしながらですね、してもらえれば。さっきの大型車も確認してもらって対応してもらいたいと思います。</p> <p>えっとですね、16ページに事業計画書で3番ちょっと省略したんですけども、鉄塔新設するのが80基ということで、どこからどこまでかは把握していないんですけど、亘長26kmというような内容になっておりまして、私もなんでわざわざハウスに建てるのかというのが一番引っかかっていますね、色々聞いていたんですけども、今、会長が言われたように中継地点という考え方なのかなと思うんですよ。基本的にはグリーンテクノパークに6・7反くらいあるということで、そこら辺でする場合はそこで賄えるのかなと。ただこの辺をする時には、ここにも資材置場を設置して、近くにあるという状況で工事がしやすくなるのかなという理解をしました。これがですね、農振農用地に入ってます、1000㎡を越えるということで、県の土地改良連合会とかですね、いろんな人が寄った諮問会議みたいなのを受けないといけないようになっていまして、私もその場所の説明がですね一番ちょっとネックでですね、どう説明しようかなと思ったんですけど、そういう感じでちょっと話をさせてもらって、もしまだ指導が入ればですね、そこらへんで業者さんと話をして、こちらでも報告させて頂こうかなと思っております。以上です。</p>
議長	<p>以上のような内容ですけれども他にご質問とかご意見とかございましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら採決の方に入ってもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第7号の農地法第5条の件につきまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。許可相当ということで県の方へ進達したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>一応議事の方はこれで終わりですけども、6番のその他ということで、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料1でホッチキス1つどめでお配りしたんですけども、農地転用の相談についてということで、7月に申請書を出される予定のところなんです。ちょっと課題があるということで事前に皆さんのご意見を欲しいなと思って今日出しております。場所につきましては東町になります。赤枠で囲っている所ですけども、北東側になります。下に書いてますけども、アパートへの農地転用申請を予定されていると。今、休耕となってる土地でございます。</p> <p>北側隣接地417番の耕作者がこの転用に同意をしないということで話が全然進んでい</p>

かないということで、アパート業者さんから相談があったのが発端でございました。昔から耕作者さんが418-1今回転用するところですね、ここも耕作していたけれども令和2年4月に合意解約をしたと。耕作者さんもこの解約自体納得しないというようなお話でした。418-3上の航空写真で黄色で倉庫と書いてる所ですけども、ここは耕作者さんの農業用倉庫がある所です。その南側418-2及び418-4宅地ですけども、耕作者さんの弟さんの奥さん、義理の妹さんの所有地となっております。この倉庫に行くときには418-4を通して倉庫に行き、戻って418を通して417に行くというようなことをされていて、ちょっと口では説明しにくいですけども、そういう感じで今まで作られてきました。

2 ページご覧ください。アパート業者および行政書士から相談があり、一度協議の場を設けることにしたということで、令和5年の4月11日に役場の会議室で耕作者さんと所有者さん、業者さんと委任を受けている行政書士さんと推進委員の下野さんと私で話し合いをちょっとしております。耕作者さんの主張、色々お話をされてるんですけども、最終的にまとめると、昭和17年からずっと耕作してきた、三代にわたって作ってきたということで機械の通行のためにも、418-1の東側の部分を2m幅で譲ってもらいたいと。

所有者さん、業者さんの主張としては、418-1の一部を使って、これは後から説明しますけども、倉庫の所から奥の耕作者さん土地に入れるようにしますということで、同意が得られなくてもですね、県の指針に基づき審議は進めてもらいたいということを書いてますけども、その下、※印の下の方ですけど、隣接農地所有者等の同意についてということで、平成10年に国より通知が別添参照が出ておりますということで、3ページ4ページをちょっと見てもらいたいんですけど、これが通知なんですけども、国から通知を受けて県から通知が出ているものです。平成10年の2月12日農地転用許可申請にあたって添付を求めている「隣接農地の所有者の同意書」及び法人の「役員会等の議事録の写し」の取扱について、黄色の真ん中に、農林水産省構造改善局より、申請者に過分の負担を課すものとして一律添付を求めないよう指導を受けております。

下の方1番、同意書の取扱。原則として添付を廃止し、代替処置として転用業者の被害防除計画を正確に把握するため、別添様式の被害防除計画書を添付させることとする。なお、農業委員会が特に必要があると認める場合においては、同意書の添付を求めることができることとするということで、東彼杵町ではですね、この文言を使っていたと思うんですけども、ずっと同意書をもっているという状況です。一番下適用時期は平成10年3月からですね。

次のページですけども、同意書の取り扱いについてですね。1番、同意書の添付は原則として求めない。国の通達に基づき、同意書の一律添付を求めないこととする。

2番、例外的に同意書を求める場合とその対応。黄色いところですけども、隣接農地への著しい影響が生じ(被害の発生)、隣接農地の所有者等と紛争が生じる恐れがあると判断した場合は、例外的に同意書の添付を求めることができる。対応のところですけども、2番の方ですね。同意書を提出しない場合でも、そのことを理由に審査

を拒否できないこととする。ということで、同意書がないからと言って転用の内容自体を審査しないことは駄目ですよということで出ております。一番下4番、隣接地所有者等への情報の提供について。後日紛争が生じた場合は、事業者自らが相隣関係に基づいて当事者間の紛争を処理することとなる。ということで裁判をして決めてもらうことになるような形になっております。ちょっと戻りまして、2ページのその隣接農地所有者の同意について赤字のところですけども、同意書の添付は必須としない。農業委員会の判断で理由を説明して添付させることはできる。同意書を提出しないことを理由に審査を拒否することはできないとなっております。ということで、もし来月ですね、同意書がないけども審査をお願いしますということで、申請書を出されたらそのことは抜きにして、ちゃんと内容で審査をしないといけないということになっております。この件について一応農業委員会議さんの方にも聞いてみました。県の農業委員会議にきいたら、農業委員会としてできることは和解の仲介ができることを伝える以外にないと思います。和解の仲介では対応が困難な場合は、民法210条の土地の通行権等の問題もありますので訴訟で解決するしかありませんので、民民の問題となり委員会としての対応は困難かと思われまます。全国農業会議所への確認結果ということで、ここがですね所有者さんの土地が通れなくなったら公道地になるということで、民法210条の公道地通行権ってそういう行けない道は前の道を通って行けるようなそういう法律もあるということで、最終的には裁判で解決して頂くと。和解の仲介っていうのが農業委員会で仲介をして話をまとめるというような内容ですけども、すでにですね話合いをした感じでも、何回しても我々素人ではまとまらないのかなというのが印象でしたのもう出るところに出てもらう方が良いなと私としては思いました。

ちょっと先に行きまして、5ページですけども、これが業者さんが作られてる図面です。横にして見ていただいて、下の方が町道ですね。そして、透明の部分がアパートを建てられる土地。ちょっと緑になっているのが隣接の耕作者さんの田んぼ。右側に反対のL字みたいに折れ曲がってるところがありますけども、そこが義理の妹さんの持っている宅地ですね。ということで実際今ここを通られて奥にある倉庫に行かれていますということで、矢印と○をつけて書いてますけども、そこからの乗り入れを整理すると、ちょっとだけ申請地の一部を使ってですね、入れるようにすると。そこら辺にある水路についても綺麗にU字工かなんかををはめるとということで、そこも整理をします。隣地との畔から50センチぐらいを控えてフェンスを立てるといようないろいろと配慮は考えていらっしゃるんですけども、なかなかそもそも耕作者さんとそういう話をするに至れないというような状況らしいです。

6ページからですね、同意書を出せない代わりに何で出せないかっていう理由書を付けて頂いております。

全部読むのもなので黄色いところだけちょっと読んでいきます。

隣地承諾未取得の理由書ということで文書がない理由ですね。隣地からの承諾印未取得の理由につきまして、下記の通りご報告いたします。

令和4年12月12日から14回にわたり話をしてきましたということで、4回目の12

月 29 日の面談結果で 3 年前に隣地地主と仲違いしたと、これがおそらくこの合意解約の時に何かしらがあったのかなというところです。過去 3 代にわたって 418-1 を小作として耕作してきた。隣地地主を連れてこいということで、この時点でまだ所有者さんとそういう話をする事ができずに、ずっと代理人であるアパート業者さんとのお話をしているようです。

418-1 の半分を無償提供する印鑑を押すと。この要求はですね後からちょっと変わってくるんですけども、12 月時点ではこういう話でした。

真ん中辺りですけども、5 回目の時ですね。反対理由はおっしゃらず、所有者に失礼があり、中が悪くなり耕作をやめたということでした。

7 ページですね。10 回目 1 月 31 日、自分の協力なしでは絶対に話を進めない法律になっている。これはちょっと何かしらの勘違いをされてるんですけども、隣地の同意がないと進めないはずだということと言われております。農地転用申請のために、長崎県が求める書類には、隣地承諾は含まれておらず、東彼杵町で隣地トラブル回避のために求められている書類だとアパート業者さんが説明してたんですけども、そんなはずはないということで、もうおそらくこの足でやっぱり来られたかなという気もするんですけど役場に行くと言われて、業者さんがちょっと説明したら、敷地境界から 2m を直線に仕切ってもらえたら考えてもいいという別案を出されて、これが今に至ります。

最後にあんたや計画が悪いわけじゃないよっていうことも言われておまして、ちょっと感情的な部分も多いのかなと思うんですけども、内容云々じゃなくて所有者さんとのやり取りの中で色々あったのかなというところです。

11 回目 2 月 9 日もまだ所有者さんを連れてこいということでお話をされております。下いって 13 回目 3 月 28 日が農業委員会の事務局に相談し、双方面談は耕作者さんも要求されているということだったため、会議室をお借りし聞き取りの場を設けて頂いたということでその後、4 月 11 日に役場で話し合いをしたというようになっています。

最後のページですね、8 ページ、反対理由としては昭和 17 年から小作として 418-1 の土地を借りて耕作をしており、令和 2 年 4 月に合意解約に署名はしたが納得はしていない。

農地転用後の計画について業者さんからの説明で、今後の作業を考慮し、畔部分は境界通りにブロックを打たず 50 cm 引いた位置にブロックを配置する。耕作者さんの農業用倉庫からの機械乗り入れを考慮し、敷地の一部でブロックフェンスを後退させる。農業用排水のための柵、水路の整備も行うなどの説明をされています。農地の半分、若しくは境界から 2m 幅で無償譲渡については、他からの機械搬入も可能な現状では、農業の継続に支障の出ない範囲を超えた要求の為受け入れられないということをお話しております。

ちょっと戻って頂いてすみません、2 ページですね。の一番下、事務局の見解ということで、話し合いの結果からもですね、双方の主張を飲み込むつもりはないよということで、ただ転用事業者側は乗り入れの準備とかも考えられてはいるなということ

	<p>した。</p> <p>農業委員会による和解の仲介を実施しても、上記の話し合いの結果からも、解決には至らないと見込まれると、申請に係る審議は拒否できないので、内容に不備がなければ県に進達する。その際に経緯は伝える。結果に納得できないということであれば、民事裁判をしていただくしかないというふうに事務局としては考えております。こういうちょっともめている所がありまして、今事務局の見解としては今言ったようにですね、最終的にはもう申請書が出されたら内容のみの審査をして、問題なければ県に進達すると。もしそれでも納得できないということであれば個人同士で民民で争って頂くしかない。農業会議さんからの見解からしてもそうなのかなというところです。というところでこの資料を作ったんですけども、今日の朝です。ね耕作者さんがお見えになられてちょっと話をされて、もうなんか裁判をするつもりだということまで話をされております。こちらとしてはですね、はっきり決めてもらう方が後々のためにもいいのかなと思うので、止める理由もないんですけど、転用の立会とかもありますのでその点ですね、もう1回立会が必要になるのかなとは思っているんですけども、他に何かこういうところを注意しとった方がいいよとかですね、皆さんのご意見を頂ければなと思って出しております。</p> <p>計画自体はそんなに変わらないのかなと思いますけども、何かご意見いただけないでしょうか。</p>
宮脇委員	417は耕作者さんの土地ですか。
事務局	<p>そうです。耕作者さんが所有者で耕作者ですね。</p> <p>なるべく穏便に納めたいなと思って話し合いしてたんですけども、全然まとまらなくてしても意味なかったなと思ってですね。</p>
議長	<p>今、事務局から説明がありましたけども、農業委員会としてはですねこの417の田んぼが水はけが悪くなるとか、排水が悪くなるとか、日照が悪くなるとか直接的な耕作に対しての影響がはっきりわかればですね、そういう話もできるわけで、そこらへんは道路は作ってあるということで、排水も用水路も問題ないと、日照的にも建物は道路側に建つのでそんなに問題ないんじゃないかということで、朝から事務局に耕作者さんに説明してみればと話をしたら早速来られたという事ですが、まだ納得していないということで、こういう場合は最終的には本人が気の済むまでと思うんですけども、そんな中で事務局が言うようにこういう所は注意しとった方が良くと皆さんからの意見があれば聞いてとった方が良いかなと思ひまして、あればですね教えていただきたい。</p>
宮脇委員	<p>慎重にその辺は話をしていった方が良いですよ。</p> <p>実際に私もやられたことがあります。海岸のみかん畑の周囲を借られてしまって上り口が無くなったんですよ。そして最後に相談させてくれと。それは建前が違ふと私がつっぱねて代替値を要求したんですよ。代替値を持ってきたのでそこを渡したんですよ。</p>

議長	これもですね、田んぼに行けんような状態でこちらがしているのならばですが。
宮脇委員	条件的に相手の意見もかなりのまれているのでは。
事務局	そうですね。耕作者さんが418-4の妹さんの土地があるんですけど、そこも自分の名義じゃないからもしかしたら何十年後は通れないかもしれんということもおっしゃっていたんですけども、今、現状倉庫に行くときそこを通られているんですねその理由もちょっと難しいかなって思ったんですけど。裁判が決めてくれるのかなと思っただけです。できれば、所有者さんは裁判はしたくないと明言をされてたのでどうなのかなと思って。
議長	そして今回はっきり分かったのが、同意書が実際必要なくても審議が進められるという事が分かったんですけども東彼杵町農業委員会としては、後々トラブルが無くて済むようにお互いが知るために同意を貰うという方向で、今後も同意を貰っていきながら進めていきたいと思っておりますけどどうでしょうか。そういう方向でよろしいですかね。
山口委員	それがいい。それが良いですよ。逆に農業委員会が悪者になってしまいます。やっぱりそこはトラブルが無いようにした方が良いですよ。
森武敏委員	来月調査をするんでしょ。その時に今言われたように同意書自体は取れないとでしょ。
議長	あの、同意書が取れなくても審議はせんばですね。来月申請が出れば現地確認をして当番委員さんと地元委員さんの意見を聞きながら今日のような感じで皆さんの意見を以って最後採決ですと。
森武敏委員	それはわかるんですけど、結果的に耕作者さん自体が同意しないと結局裁判の方に発展するわけですよ。許可としては出せない。ここで協議をして出さないといけなわけですよ。承諾を取らなくても出来るわけですよ。今の話では承諾を取らなばという話になったので。
議長	今回の場合は、承諾をしないという方がいらっちゃった場合に、承諾なしでも審議をします、東彼杵町では。ただ、今後の申請に対して承諾を求めますということです。承諾はずっと求めて、提出をしてもらいますけれども、もし申請が取れなかった時には審議はしません。
森武敏委員	そのところはもう少し農業委員会の中に今後の問題として残しておくべきでしょ。今回のような場合が他にまた出ないとは限らないので。

議長	ただ、同意書が得られなくても審議はしなくてははいけません。法的に。
森武敏委員	いや同意書は無くても審議は出来るんでしょうけども、最終的には同意書をもらわないといかん。裁判がもし降りらなかつたりしてその時に同意書をちゃんともらわないと。
議長	いや農業委員会としては申請書に対して同意書を添付するという考えですから、同意書が無くても審議は続けますと。審議した結果を県に伝えますと。で、建物が建ちました。裁判が起きました。まとまりました。判決が出ましたけれどもそこでまた農業委員会が同意書を求めるという事はないです。
宮脇委員	同意書なしでも県には申請することで良いというふうな今の方向ですよ。
事務局	私もインターネットとかで見た情報ですけども、同意書がない場合でも同意書がないんだったら、それなりの理由書を付ければ大丈夫ということ書いてあってですね。まあ、それがこの添付をされている理由書なんですけれども。こういう形でお願いしますということを出されております。
議長	基本的には同意を求めますと。農業委員会としてはですね。同意を求めるとも同意が取れないと。まあ状況によったり、場所によったり色々する訳でしょうけども、この状況が審議しても却下になったりすることもあるでしょうけども、一応それでも審議はしますと。審議をして結果賛成多数で出た場合は県の方に申請しますと。で、農業委員会の判断はそこまでになっていきます。そういう事で今後も一応同意書は添付してくださいという方向で申請書は出してもらおう考えで行きましょうという話で今した訳です。
52 : 49 森武敏委員	そこら辺をちゃんと農業委員会の方針として書いおかなで良いのかなと思って。申請はできるけども、ただ同意書は必要ですよっていうところで何か書いておくって事だったんです。
議長	文書に書くようにということですか。記録に残すということですね。わかりました。おそらく同意をされない時には何らかの理由があるわけでしょうから、そこでもまた判断が変わってくる可能性もありますけども、基本的に申請時には同意書をお願いするということ。
事務局	まあ、今後のために内規みたいな、何かしらの一文を作っておいたら確かに何年か後に見た時に分かるかもしれないので、それは考えてみます。
事務局長	今日の総会で今会長がおっしゃったように、うちの農業委員会としては同意書を求め

議長	<p>ますということで皆さん同意を頂いたと今回の議事録に残り思いますし、総会で再度同意書を取ることを確認したという文言を残すことができると思います。</p> <p>良いでしょうか、この件は。 (「はい」の声)</p>
事務局	<p>すみません、そしたらもう一点なんですけれども、資料②と書いてある一枚紙なんですけど、あっせんじゃないんですけども農地の借入の相談ということで、農協の指導員さんあたりからもちよっと相談があつてるので、皆様に情報提供を呼び掛けて下さいということで、資料出してもらいました。</p> <p>今樋口でアスパラを生産されている方で、平成 26 年度にですね、新規就農としてこちらに来られてるんですけども、圃場の三根郷 2770 番 3,023 m²なんですけれども、ここが農地所有者さんとの協議でですね、来年令和 6 年 8 月で更地にして返却をしてくださいという約束にもう決まっております。</p> <p>本人さんの意向としてはできれば今のハウスを移設して、またアスパラを同じぐらいの規模で生産できればなお考えであります。今お住まいは東町ということで、家に近い方がいいですけども、地区はそこまでこだわってはいらっしゃらないようで、6 月のちょうど 1 週間前ですね、もうちよっと相談会をしましてそういう話を伺っております。農協さんとしてもできれば部会にも入っているので、東彼杵町で継続をして欲しいと、本人さんはもし話が進まないようであれば、大村に帰ることもちよっと考えないといけないかなという意思もありました。アスパラ 1 反で他なんか作るかとかいろいろ話は出たんですけど、そんなにアスパラを 2 反絶対作りたいとかこだわりはないみたいで、苺って作れるんですかねとかいろいろ興味はあられるみたいで、農家さんが多いと思いますのでこの場所が空きそうだとかできれば今樋口で作られているんですけど、樋口以外の方が良いという話ではあったんですけども。ここまで広い圃場じゃなくてもちよっと分散するとかでも良いのかなとは思うんですけども、なんか丁度良いところがないかなということで、情報があればと思ってですね。今すぐぱっとは出ないとは思うんですけども。アスパラガス部会の方はご存じだとは思うんですけども、今農協さんとか町の方でも探している所でぜひ農業委員会でも協力してほしいという事でしたので今回ちよっとお話をさせていただきました。</p> <p>なんか、森委員さんから補足とか無いですか。</p>
森計人委員	<p>7 番森です。</p> <p>アスパラ部会に入って頑張って本人は東町のアパートに住んで通って早起きしてほとんどハウスにいる。まあ結構稼いでいるんですよね。苺のあとのハウスだったものだから土地が良くてですね、思ったより早いときから仕上げてきたんですが、所有者に返すことになったと聞いてます。どこか後地がないかなあという話だったので色々探しているのですが最終的には土地を借りらばかなというところですよ。まあどうなるか分かりませんが私も協力したいと思っています。皆さんもどこか土地があればよ</p>

事務局	<p>ろしくお願いします。</p> <p>もし、わりと条件の良さそうなところがあれば教えていただければということで、さしあたり来年までになっていますので、できればアスパラを早めに植えないと収穫がしばらくできないのですね。そういうのもあって今急いで探しているところですのでご協力をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>総会資料の最初のページの下の方に書いてますけども、来月の総会の後に利用状況調査を去年と一緒にですけども、パワーポイントで説明をさせてもらおうかなと思っております。現地は車も混雑したりするのでなるべく写真を色々出して無しの方向で進めてもらおうかなと思っております。一番下に書いてますけども、7月より例年通りの手法で利用状況を実施します。タブレットの使用は7月中旬以降を予定しておりますが、まとまった農地などはあらかじめ確認をしておかれると入力がスムーズにできます。茶畑とかですね、水田とかバーッと広がってるところはですね、事前に見とってもらえれば家ですぐ入れたりできるなということで、早めにちょっと見て回ったりしてもらえると助かるなと思っております。借用の日程についても予定が決まった地区はご連絡下さい。ということで説明は来月の総会の時になりますけども、もうできるよっていう方はですね、全然してもらっても構わないと思います。タブレット自体も先週届きまして、ちょっと早く届いたんですね。7月の頭ぐらいからもう別に作業して頂いて、もうするよっていう方はですね、ぜひ連絡を頂ければお貸ししますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の方から一通りその他の件につきましては説明がありましたけれども、皆さんからは何かないですかね。</p> <p>(※議事録割愛：福田委員より椿油かすの使用禁止について)</p> <p>1：07：04 他にないようでしたら次回のですね総会開催予定日は令和5年の7月25日の火曜日になっております。ぜひよろしくお願いしますと思います。それでは6月の総会はこれを以って終了させていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

4 番

5 番